

浦和法律事務所だより

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂2丁目3番19号新高砂ビル3階

TEL048-833-4621 FAX048-833-6716

http://www.urawa-law.jp

2017.4

Vol.3

陽春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
当事務所では、創立以来の「広く市民の生活と権利を守るための諸活動を共同で行う」という共通理念のもと、日々変わりゆく社会情勢に適切に対応するため、様々な分野について日々研鑽を重ね、皆様に質の高い法的サービスを提供できますよう、努めております。

また、HPの充実や市民講座の定期開催、講師派遣など、当事務所が皆様にとって、より身近で利用しやすい法律事務所となるための工夫もこれまでどおり継続しております。

さらに、いよいよ本格的に動き出すであろう憲法改正の問題や共謀罪規定の新設の問題など、歴史の節目に立っている現在、弁護士としての社会的役割もまた、強く自覚しております。

今後とも、皆様の変わらぬご支援を、何とぞよろしくお願い申し上げます。

市民講座

市民講座のご案内

第15回市民講座

相続ってなんだ？

- ◆ 日時：2017年 6月17日(土)
午後2時～
- ◆ 場所：浦和法律事務所 会議室
- ◆ 定員：18名
- ◆ 講師：弁護士 岡田宜智 参加費無料
- ◆ 申込方法：☎ 048-833-4621
又は fax 048-833-

6716

今回は岡田弁護士による相続講座です。

本講座では、相続をめぐるトラブルやその予防法、相続手続の進め方について、弁護士が分かりやすくお話しします。

詳細は、HPをご覧ください。

毎回満席となる人気講座です。お申し込みはお早めに！



ミニ法律講義

職業柄、法律の条文や契約書を見る機会は多いのですが、法律の言葉遣いは独特のものであるので、気をつけて読まないと思わぬ混乱をしてしまいがちです。

例えば、「及び」と「並びに」や「又は」と「若(も)しくは」はそれぞれ意味が似ていて混同しがちですが、法律の世界では以下のように明確に区別して用いられています。

まず、「及び」と「並びに」はどちらも並列を意味する接続詞ですが、「及び」は同じ種類のを並列的に並べる場合に用い、「並びに」は「及び」でつないだものとは別の種類のを並べる場合に用いるという決まりがあります。例えば、バナナ及びりんご(果物)並びにニンジン(野菜)、といった感じになります。

次に、「又は」と「若しくは」はどちらも選択を意味する接続詞ですが、「又は」の方が大きな選択的接続詞になります。一文のうちに「又は」と「若しくは」が並んでいる場合、「又は」のところで大きな区切りがあるということです。例えば、埼玉県民又は埼玉県に通勤若しくは通学している人、といった感じになります。

このように、同じような言葉でも法律の世界では厳密に使い分けられています。その他にも文書を作成するにあたって守るべきルールはたくさんあります。ですので、厳密に使い分けられていない(ように思われる)契約書等を見ると、法律家が関与して作成されたものではないなという推定が働きます。さて、皆様のお手元にある契約書等では厳密な使い分けがなされていますか？

(岡田)

桜に思う

弁護士 鈴木幸子

通勤途中にある玉蔵院の枝垂桜が満開になりました。今年はそのとき見事に感じられます。

混迷する国内外の情勢のなか、個人的には、何とか穏やかにこの季節を迎えることができたという感慨からでしょうか。

安全保障関連法施行から1年。

日米共同の軍事演習は実践的訓練が常態化し、規模も拡大しています。日本の基地機能の強化も進められています。

埼玉県内にある基地(朝霞、入間、所沢、大宮など)も例外ではありません。周辺住民の生活の安全が脅かされつつあります。

一方、昨年12月に、対象が拡大された「改正」通信傍受法が施行されたのに続いて、先日、いわゆる「共謀罪」法案が閣議決定され、警察の国民に対する監視が強化されようとしています。政権にとって都合の悪い情報はひた隠し、国民に対しては監視を強化する。政府の暴走がより加速するのではないかと危惧されます。私たち国民の政府に対する監視力と発言力を強化することがますます大切だと思います。

あの時が「転換点」だった、と後悔しないために。

私の好きな言葉

弁護士 沼尻隆一

「日本国憲法をつくった男 宰相 幣原喜重郎」(塩田潮氏著・朝日文庫)という、とても良い本を読んでいたら、終戦後の昭和21年1月24日、日本の当時の幣原喜重郎首相が、GHQ(連合国軍総司令部)にマッカーサーを訪れた際に、はじめて、新憲法に「戦争放棄条項」(後の9条)を取り入れる話がなされ、3時間近くに及んだという、その会談の最後に、幣原首相はマッカーサーに対し、「世界はわたしたちを非現実的な夢想家だといってあざ笑うでしょう。しかしながら、100年後には、私たちは予言者と呼ばれるかも知れません。」と話した、といった内容のくだりがありました。

その話自体の真偽は、私には分かりませんが、そのくだりを読んで、私は、ジョン・レノンが「世界で一番格好いい男」と評したエルネスト・ゲバラ(チェ・ゲバラ)が言ったと伝えられる、次のような言葉を思い起こしました。「もしわたしたちが、『空想家のような』と言われるならば、『救いがたい理想主義者だ』と言われるならば、『でもきかないことばかり考えている』と言われるならば、何千回でも答えよう、『その通りだ!』」

何度聞いても、わたしの最も好きな言葉の一つです。

春爛漫

弁護士 堀 哲郎

今年もまた、さくらの季節がやってきました。東京では、つい先ごろ、全国に先駆けて開花宣言がなされました。

花鳥風月を愛でる年齢になる以前から、それこそ小学生の頃から、さくらが咲く季節になると、何となくこころがうきうき、やる気がみなぎってきます。それは今年も例外ではなく、「よし、やるぞ!」という気分になっています。

我が国では、新入学・新入社の時期がだいたい4月初めとなっていますが、新たなスタートとして大いに領けるところです。昨今、諸外国の例に倣って9月にしようとの動きもありますが、私は反対です。

それはさておき、さくらが満開ともなればやはり花見です。これまで、数々の名所を訪れましたが、最も印象深かったのは、何と言っても18年前に事務所の同僚弁護士と訪れた海津大崎海岸(滋賀県)のさくらのトンネルです。「海岸」となっていますが、実は琵琶湖のほとり(湖北地方)なので正確には「湖岸」です。いづれにせよ、見事というほかありませんでした。たつぷりと鋭気が養われたのは言うまでもありません。

というわけで、今年もがんばります!

弁護士10年を経て

弁護士 水口 匠

弁護士になりたてのころ、とある席で先輩弁護士から、「弁護士は、人間同士の争いに首を突っ込む仕事だから、基本的には辛いことが多い。必ずしも依頼者の希望どおりにいかないこともあるし、自分の仕事に納得してもらえないことだってある。でも、その中で時々、心からの『ありがとう』の言葉をいただくことがある。その言葉で、また頑張ろうという気持ちになれる」という話を聞きました。実務経験の無かった私は、分かったような分からないようなという感じでした。

あれから10年以上が経ち、あの時の言葉が鮮明にのみがえります。

正にそのとおり。たとえ疲れていても、沈んでいても、その魔法の言葉のおかげで復活できたことが何度もありました。

これからも、ご依頼者様からの「ありがとう」をいただくため、精進していきます。

亡くなった人の気持ち

弁護士 柳沢里美

昨年頃から、相続財産管理人という仕事を裁判所から任せられるようになりました。亡くなった人に相続人がいない場合などに、申立によって家庭裁判所が選任します。

相続財産管理人は、その名の通り相続財産を管理しながら、相続人の捜索や債権者や受遺者がいれば相続財産の中から弁済するなどして精算を行います。最終的に残った相続財産は国庫に帰属させることになるのですが、その前に、亡くなった人と深い関係がある人に相続財産を分与する制度があります。亡くなった人と深い関係があると主張する人から申立があった場合、相続財産管理人は、その人と亡くなった人の間に特別な縁故があるのか、どのくらい相続財産を分与するのが相当かなどの意見を述べます。

相続財産を国庫に帰属させるより、深い関係がある人に分与される方が、亡くなった人の意に沿うのではないかと思います。しかし、亡くなった人の真意は分かりません。このように亡くなった人の意思を推測する場面がよくありますが、その度に、明確な意思の分かる遺言書があればなあと思います。

弁護士兼マンション管理士

弁護士 河原崎友太

本年2月17日に国家資格であるマンション管理士に登録しました。

さて、このマンション管理士試験ですが、毎年合格率8パーセント前後を維持していて、難関試験の一つとも言われているようです。

試験は区分所有法を中心とする法令系の問題と、建築構造や水道配水管の知識といった設備系の問題に分かれています。

法令系はともかくとして、排水横引管の勾配が管径125mmの場合に最小150分の1の勾配とかいう知識が求められる設備系は、思わず「そんなん知らん!」って言いたくなるような問題で溢れていました。

とはいえ、マンションに関するご相談はもちろんのこと、住宅紛争に関するご相談などでも設備系の知識があるからこそ理解しやすいという利点ははっきりと感じるので、やりきって良かったという感想は持っています。

弁護士やマンション管理士との間で顧問契約を締結している管理組合も多いかと思いますが、両者の利点を備えた弁護士兼マンション管理士河原崎との顧問契約をご検討いただければ幸いです。

浦和駅の発展

弁護士 守重典子

弁護士になって早1年が経ちました。

これまではあまり利用することのなかった浦和駅ですが、今では通勤時、毎日利用しています。

その浦和駅、「なんだかいつも工事しているイメージしかないかも...」というくらい、毎日毎日、工事が続いています。

開発工事中の浦和駅は、今後6階建ての駅ビルが建ったり、新しく地下通路ができたりするようで、完成にはまだまだ時間がかかるようです。

あまりにずっと工事しているので、「埼玉のサグラダファミリアか!」とツッコミたくなってしまっていますが、思い返すと、スカイツリーのときも徐々に完成していくところを見るのが楽しかったような気もします。完成前の風景はその時々しか見られないので、意外と貴重なのかもしれませんね。

とはいえ、駅ビルができたら買い物に便利だなとか、地下通路ができたら雨の日いいなとか、やっぱり完成は楽しみです。

さて、浦和駅の発展とともに、2年目に入った私も、初心を忘れないながらも、新しいことにもチャレンジして発展していければと思います。

挑戦したいこと

弁護士 岡田宜智

私は、小さいころ木登りが好きで、近所の公園の木によく登ったりしていました。

しかし、大人になって以降、不摂生がたり、現在では、正直1回の懸垂すらままならない始末です。そんな私ですが、今年はボルダリングに挑戦しようという野望を抱えています。

ボルダリングは、壁の突起物に手や足を引っかけて、壁を登っていくという競技です。最近オリンピック種目にも追加されましたので、興味のある人も多いのではないのでしょうか。

もともと興味はあったものの、なかなかトライできずにいたので、オリンピック種目に追加されたとのニュースを見て奮い立った次第です。

今から始めたら「にわか」のそしりは免れない気もするのですが、おそらく私のようにオリンピックを契機に始める人も多いと思うので気にせず挑戦してみたいと思っています。